

# 関東大学女子軟式野球連盟 施行細則

## 《試合に関する細則》

(加盟大学)

第1条 本連盟の加盟大学は、連盟主催事業に参加、または参加の意思を持つ大学とする。

(競技場)

第2条 本連盟が定める競技場の規格は、次のとおりとする。

塁間距離を25メートル、投手プレート本塁間の距離を17メートルとする。

(試合方法)

第3条 加盟大学を前季順位に従って原則一部6チームのリーグに分ける。

2. 各リーグにおいて、春季・秋季に1回戦総当りのリーグ戦をおこなう。

第4条 順位の決定は以下のとおりとする。

2. 勝率の高い順に各シーズンの順位を決定する。

3. I部において、試合を棄権した場合は最下位とする。

4. 複数のチームが同率で首位の場合、または入れ替え戦にからむ場合は順位決定戦を行う。

5. 上記以外の場合は原則として順位決定戦を行わない。なお、その際の順位は前季の順位に従う。

(試合開始時期・開始時間)

第5条 リーグ戦の開始時期は春季を4月中旬、秋季を9月上旬とする。また、試合開始時間は、春季・秋季ともに原則として以下のとおりとする。

第1試合 9時30分 第2試合 11時30分 第3試合 13時30分

(試合遂行)

第6条 試合中ベンチに入れる者は、以下のとおりとする。

部長・顧問 監督 コーチ マネージャー 登録選手

第7条 試合イニングは7回とするが、試合開始後1時間30分の時点で行っている次のイニングをもって終了する旨の宣告を主審が行う。ただし、3回をもって試合は成立するものとする。

第8条 本連盟の主催する試合は、コールドゲーム制度を設ける。

2. 3イニング終了時以降で15点差が生じた場合

3. 5イニング終了時以降で10点差が生じた場合

第9条 試合開始時刻になっても人数が9人揃わない場合は棄権とみなす。

(試合における注意事項)

第10条 審判員は試合中降雨その他の事由により試合の続行が困難であると認めた場合、タイムを宣告し、かつこれを本部に報告する。タイムを宣してから30分を経過しても再開不可能と判断した場合、審判員は試合終了を宣することができる。ただし、この場合の勝敗は前の同一イニングで決定し引き分けもありえる。

第11条 試合において故意に相手チームの選手に傷害を加えたり、その他学生野球にふさわしくない行為をおこなった者に対して当該審判員は退場を命ずることができる。

第12条 野球場における学生の行動に関しては当該野球部が一切の責任を負う。事情により理事会は当該野球部の出場を停止することができる。

(スケジュール)

第13条 スケジュールは原則として学生委員会がこれを作成する。

(試合ボール)

第14条 本連盟の使用球はケンコウボールB号球とする。

## 《選手に関する細則》

(選手登録に関する事項)

第15条 選手は、加盟大学に籍を置く女子学生で、8シーズンに限り登録できる。

2. 春季・秋季リーグ戦を、それぞれ1シーズンとする。

3. 大学院(博士・修士)生、科目等履修生は選手として登録できない。

第 16 条 選手登録は、各大学が下記内容を明記して、シーズンごとにおこなう。

(1)氏名 (2)守備位置 (3)背番号 (4)学年 (5)出身校 (6)投・打

第 17 条 連盟規約第 6 条により登録された選手について、本細則に基づき選手資格を審査する。

#### 《表彰に関する細則》

(表彰に関する事項)

第 18 条 本連盟はリーグ戦終了後に成績優秀者に対して表彰をおこなう。

第 19 条 優勝校には賞状および優勝旗を授与する。

2. 準優勝校には賞状を授与する。

3. 最優秀選手、首位打者、最優秀投手には賞状およびトロフィーを授与する。

4. 優秀選手には賞状を授与する。

第 20 条 最優秀選手は優勝校の推薦によって決定する。

2. 首位打者、最優秀投手はそれぞれ個人成績の最も優れた者とする。

3. 優秀選手は全チーム監督の推薦によって決定する。

#### 《会計に関する細則》

第 21 条 本連盟の経費は以下の収入をもってこれを充てる。

(1)連盟維持費 (2)加盟金(10,000 円) (3)寄附金 (4)その他の収入

第 22 条 連盟維持費は次の登録費をもってこれを当てる。

2. 連盟登録費(年間 60,000 円、半期 30,000 円)

3. 選手登録費(選手 1 名につき年間 2,000 円、半期 1,000 円)

4. 連盟維持費は原則として、春季は 4 月 20 日までに、秋季は 9 月 20 日までに納入する。

第 23 条 本連盟の予算および決算については役員会で承認を得なければならない。

第 24 条 各年度において余剰金があるときは次年度の収入に繰り入れる。

#### 《その他の細則》

第 25 条 大会中の傷害に対し、連盟として見舞金を給付することができる。

2. 傷害発生 of 報告は所定の用紙を用い、各チームの部長の署名付届出とする。

3. 傷害の程度による見舞金は、下記のとおりとする。

(1)1 週間以上の入院または 1 ヶ月以上の通院 20,000 円

(2)1 週間未満の入院または 2 週間以上 1 ヶ月未満の通院 10,000 円

4. 上記に該当しない場合は、会長が状況に応じて決済する。

第 26 条 本連盟は加盟大学に対し金銭の貸与をなすことはできない。

第 27 条 連盟宛の届出は、すべて一定の書式により原則として部長・顧問を経ておこなわなければならない。

第 28 条 本施行細則は、理事会の決議とし、過半数の賛成によって改正する。

(付 則)本規約は平成 8 年 4 月 21 日より施行する。

平成 8 年 6 月 16 日 一部改正

平成 9 年 3 月 23 日 一部改正

平成 9 年 8 月 31 日 一部改正

平成 10 年 3 月 13 日 一部改正

平成 10 年 12 月 5 日 一部改正

平成 24 年 3 月 10 日 一部改正

平成 24 年 7 月 26 日 一部改正